

事務連絡  
平成19年8月1日

各〔都道府県  
政令市  
特別区〕衛生主管部（局）結核・感染症対策担当官 殿

厚生労働省健康局結核感染症課

### 結核の接触者健康診断の手引きについて

日頃より感染症対策にご協力いただきましてありがとうございます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第106号。）が本年4月より施行されているところですが、今般、平成18年度厚生労働科学研究「効果的な結核対策に関する研究班（主任研究者：石川信克）」の分担研究「効果的な患者発見方策に関する研究（分担研究者：阿彦忠之）」の研究成果として、接触者健診における新しい技術指針として「結核の接触者健康診断の手引き」が作成されました。

本手引きは、従来の接触者健診についての技術指針として活用されてきた「保健所における結核対策強化の手引き（平成11年度厚生科学研究「積極的疫学緊急研究班（主任研究者：森亨）」（該当箇所は旧手引き第3部）に代わるものとして、結核について感染症法第15条（感染症の発生状況、動向及び原因の調査）及び第17条（健康診断）に規定する事務等を実施する際の参考としてご活用いただければ幸いです。

なお、結核集団感染事例が発生した場合には、本手引きにおいて参考様式が示されておりますので、概要を「表11（参考様式）」を参考にまとめていただき、事例の具体的内容がわかる資料とともにご報告くださいますようお願いいたします。

○照会先

厚生労働省健康局

結核感染症課結核対策係 大鶴、関口

TEL:03-5253-1111(内2381)

FAX:03-3581-6251

